**院外処方箋における疑義照会プロトコールに関する合意書**

　　　　　　　　　　　　　　　病院と（保険薬局名称） 　　　　　　　　　　　　　　　は、

院外処方箋における疑義照会の運用について、下記の通り合意する。

なお、保険薬局での運用においては、患者の不利益に結びつくことのないように、十分な説明と同意を得てから行うものとする。

記

１．院外処方箋に係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について

以下の項目については、保険薬局での患者の待ち時間の短縮や処方医の負担軽減の観点から、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意確認を不要とする。

1. ｢同一成分名の変更｣に関すること
2. ｢同一医薬品の 規格・剤形変更｣に関すること
3. ｢処方日数（数量）の変更による適正化｣に関することに関すること
4. ｢用法の変更｣に関すること
5. ｢調剤方法の変更｣に関すること
6. 「外用薬の変更」に関すること
7. ｢その他合意事項｣に関すること

(参考：薬剤師法第23条)

1. 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。

2. 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た

場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

２．開始時期について

西暦 　〇〇〇〇年　　月　　日より開始とする。

３．合意内容の変更について

合意内容の変更については、必要時協議することとする。

西暦　　　　年　　　月　　　日

住　所：

名　称：

代表者：　　　　　　　　　　　　　　　　　印

住　所：

名　称：

代表者：　　　　　　　　　　　　　　　　　印